

地域怒りの総行動（6月22日 多摩センター駅）

安倍退陣！働き方改悪法案撤廃！などを訴える

安倍政権は森友・加計疑惑の幕引きをはかる一方で、「働き方改革関連法案」をはじめ稀代の悪法を国会の会期を延長してでも強行採決しようとしています。「働き方改革関連法案」は24時間働かせ放題の「高度プロフェッショナル」制度の創設、月100時間の過労死ラインまで残業OKの「上限規制」など、戦後の労働者を保護してきた労働法制をひっくり返し、労働者の働く環境を一変させるものです。「カジノ法案」「TPP法案」など、これまで国民の反対で成立できなかった法案を一気に成立させようとしています。

2018年6月22日、地域から安倍政権はもうごめんの声を上げるために、地域怒りの総行動が、多摩センター駅でとりくまれました。50人の参加者（多摩・稲城労連をはじめとする労働組合、市民団体、市議会議員のみなさん）が、チラシ入りのティッシュを市民に配りながら、アベ9条改悪反対の署名を訴えました。リレートークは、8人が行い、CU多摩・稲城からも働き方改悪法案撤廃を訴えました。（写真は行動に参加した欠伸茂さんのフェイスブックからお借りしました）



CU多摩・稲城分会 7月の活動予定

多摩・稲城分会の7月の活動予定です。組合員のみなさんは自由に参加することができます。

- 1、分会役員会 7月5日（木）19時から 多摩センター駅周辺（宣伝終了後）
- 2、駅頭宣伝 7月5日（木）18時から19時 多摩センター駅
- 3、労働相談会 7月7日（土）14時から16時 パルテノン多摩
- 4、豊ヶ丘地域なんでも相談会 7月15日（日）14時から16時 貝取豊ヶ丘集会所
- 5、若者向け学習会 7月27日（金）19時から ブラックバイトとのたたかい 会場未定
- 6、CU三多摩協議会 第4回定期大会 7月29日（日）13時30分から 国分寺労政



＊ ＊労働相談から 学ぶ＊ ＊

Q：変則勤務だと 有給休暇が取れない？ 週2～4日、4時間とか6時間の勤務をして3年経ったのに、有給休暇は無いっていわれました。ホント？

A：パート労働ですね。無いなんてあり得ません。有給休暇は、労働者の財布の中身と同じなので、取れとも取るなとも言ってはいけないのです。平均して、週30時間未満、週4日勤務以下であっても、6ヶ月勤務継続し、それまでの勤務すべき日の8割以上出勤していると、その間の就労日数に比例して有給休暇の付与日数が決まります(労働基準法第39条3項)。

たとえば、週一日勤務、つまり年間に、最低48日～72日までの勤務なら、6ヶ月経過した日から1日、その後1年経つと2日の有給休暇、週2日勤務で年73日～120日までなら、3日と4日です。週3日、年121日～168日なら、5日と6日。週4日、年169日～216日なら、7日と8日になります。そして、その後は、前年の分も2年の時効(労働基準法第115条)にかからないので、翌年へ持ち込めます。

週30時間以上や週5日以上勤務者は、少なくとも、10日以上、さらに1年経てば11日。いずれの場合も、勤務継年数により増えていく仕組みがありますので、調べましょう。なお、その有給休暇取得日の賃金は、原則は、その日の勤務時間に応じて支払いがされます。しかし結果として、年間を通じて、労働者に不利益がなければ、就業規則や契約書で扱いが明示されて居れば、年間の総有給休暇日数や総時間を平均して支払う事も可能でしょう。

もしも、有給休暇を取ったのに賃金が払われなかったら、まずは、それまでの経過をメモし、労働基準監督署へ行って、相談ではなく「申告」をすることです。労働基準法第104条。今は、労働基準監督署の窓口では、異常な公務員減らしで、半年や1年契約の民間人が対応することがほとんどですから、必ず「申告」と言うことです。申告後、解決しなければ、簡易裁判所で書記官に教わって、少額訴訟をすると良いでしょう。個人で出来、一日で終わり、数千円の費用です。請求の上限額は、1回60万円ですが、年に10回起こせます。その際に、未払いされた本人が請求すると、その未払い分以外にその同額を付加金として、本人に払えと言う命令がとれます(労働基準法第114条)。つまり倍返して、受け取れるのです！この請求権も、時効が2年です。(東京地評・東京労働相談センター情報 165号から)

余談です。 以上の通りなのですが、解決のためには、労働基準監督署や訴訟を起こすより、地域の労働組合＝コミュニティユニオンに持ち込むのが一番早く、確実です。組合員でも労働基準監督署にまず行ってしまおう人がいて、もっと早く組合に相談してくればよかったのというケースがあります。とにかく、まず、納得できないということがあったら、コミュニティユニオンへ！